

「公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針」の 一部改訂について（案）

【改訂のねらい】

指定管理者制度導入から10年以上が経過し、市民サービス向上（事業の充実、開館時間の増加、専門職員の配置など）や経費削減において、一定の成果を上げてきた。

本市では、これまでも指定管理者制度の導入や見直しの際には平成17年4月に策定し、都度改訂している「公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針」（以下、基本方針）をもとに検討し、取り組んできているが、多様化する市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図るため、民間活力を最大限に活かせるよう、基本方針を一部改訂する。

【主な改訂内容】

- ・ 指定管理者制度の更新について

更新にあたっては単純に従来の業務内容を継続するのではなく、実地調査、モニタリング、サウンディング型市場調査などさまざまな手法により、ハード面、ソフト面の両方から必要性や意義の再検証を行うことを追記する

- ・ インセンティブの付与について

指定管理者制度の効果を最大限発揮するには、指定管理者の創意工夫や経営努力に対する意欲を高めることが重要である。そのための手法として指定管理者に利用料金制の導入に加え、「自主事業の推奨」を追記する

- ・ サウンディング型市場調査の実施

指定管理者制度の導入または更新にあたり、更なる「効率的な運営と経費の削減」と「サービス向上」につなげるため、公募条件等を決定する前段階で、事業者との意見交換等の「対話」を通じてアイデアや課題を引き出すとともに、市場性やニーズを評価し、事業の方向性を検討するサウンディング型市場調査を必要に応じて実施することを追記する

- ・ 施設のあり方について

平成27年6月策定の「桑名市公共施設等総合管理計画」をもとに、財政負担の軽減・平準化を図るとともに公共施設等の最適な管理を図りつつ施設自体の必要性を検討していくことを追記する

【改訂のポイント】

— 指定管理者指定の手続き —

前々年度～9月 施設の必要性・管理運営方法の検討

指定管理制度導入または更新にあたってはまず以下を検討

- ・施設の必要性
- ・公的関与の必要性
- ・管理運営方法の検討
- ※サウンディング型市場調査などの手法を用いて方向性を検討する

指定管理者制度導入の場合

前年度6月 募集要項・仕様書等検討

前年度6月 施設設置条例の制定・改正
債務負担行為の設定

前年度7月 選定委員会

前年度7～8月 指定管理者の募集

前年度9～10月 選定委員会

前年度11月 選定結果通知・仮協定書の締結

前年度12月 指定管理者の指定の議決

前年度1～3月 指定の通知、指定の告示
協定書締結、移行準備

4月 業務の開始

- ・指定管理者による管理
- ・管理の基準
- ・業務の範囲

- ・選定方法
- ・選定基準
- ・募集要項

募集要項において民間活力を最大限に活用するためインセンティブの付与について明記する

- ・広報紙やホームページ等
- ・説明会、質問回答

- 指定管理者の選定
- ・書類審査、提案説明等
 - ・候補者の決定

- ・選定結果の公表
- ・候補者との協議

- ・管理を行わせる公の施設名
- ・団体の名称
- ・指定の期間